

令和8年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託  
受託者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「令和8年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託」の受託候補者を、プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に係る具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
  - (2) 業務実施方針・提案内容の妥当性・実現性等
  - (3) 実施体制等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	政策経営局	制度企画課担当係長
副委員長	政策経営局	共創推進課担当係長
委員	政策経営局	財源確保推進課担当係長
	デジタル統括本部	デジタル・デザイン室担当係長
	経済局	イノベーション推進課担当係長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価委員が評価委員会をやむを得ず欠席する場合には、事前に採点を行うなどの方法にて評価を行うものとする。
- 6 委員長は、評価結果を政策経営局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、選定委員会と言う）に報告するものとする。
- 7 機構改革により所属や補職に変更が生じた場合は、新たな所属や補職に読替える。

#### （評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

#### （評価・選定方法）

第7条 提出された企画提案書等について、書類審査を経て評価項目を総合的に審査・評価し、評価者の合計得点の平均が30点以上（50点満点の6割）の提案者のうち、上位3者までを受託候補者として選定する。なお、審査は全て非公開とする。

- 2 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書等の審査を実施する。
- 3 審査結果は、全ての提案者に対し、電子メール及び文書により通知する。

#### 附 則

この要領は、令和7年12月22日から施行する。